SymBio
シンバイオ製薬株式会社

JASDAQ

2012年９月13日

各位

会 社 名　シンバイオ製薬株式会社
代表者名　代表取締役社長兼CEO　吉田 文紀
（コード番号：4582）
問合せ先　取締役兼常務執行役員 CFO　前川 裕貴
（TEL. 03-5472-1125）

当社従業員に対する新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236 条、会社法第238 条および第240 条の規定に基づき、当社の従業員に対して、ストックオプションとして、下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．新株予約権を発行する理由

当社は、当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与するものであります。

２．新株予約権の発行要領

⑴新株予約権の割当対象者

本新株予約権の割当対象者は、当社従業員５名とします。

⑵新株予約権の内容

ストックオプションとして従業員に対して発行する新株予約権の内容は次のものとします。

①新株予約権の目的となる株式の種類および数またはその数の算定方法

当社普通株式16,500株（新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株）

ただし、以下に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる１株に満たない端数については、これを切り捨てる。

（調整後株式数）　＝　（調整前株式数）　×　（分割・併合の比率）

上記の他、下記④に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を

乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

②新株予約権の総数

165 個

③新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。なお、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権１個当たりの払込金額は、次により決定される１株当たりの行使価額に上記①に定める新株予約権１個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの行使価額は金 570 円とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年９月 14 日から平成 34 年９月 13 日まで。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項にしたがい算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

（ⅰ）各新株予約権の１個に満たない端数は行使できないものとする。

（ⅱ）権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

(a) 平成 26 年９月 14 日から平成 27 年９月 13 日までは、付与された新株予約権の個数の４分の１を上限として権利を行使することができる。

(b) 平成 27 年９月 14 日から平成 28 年９月 13 日までは、付与された新株予約権の個数の２分の１を上限として権利を行使することができる。

(c) 平成 28 年９月 14 日から平成 29 年９月 13 日までは、付与された新株予約権の個数の４分の３を上限として権利を行使することができる。

(d) 平成 29 年９月 14 日から平成 34 年９月 13 日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

（iii）本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

(a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。

(b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。

(c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

(iv) 本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第 319 条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、上記⑤の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効

力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

(v) 本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の２分の１を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から６か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(vi) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(vii)その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

⑧譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑨本新株予約権の割当日

平成 24 年９月 28 日

以上